

# さいたま市立病院スポーツ医学総合センタースポーツ活動支援講座実施要綱

令和5年7月3日

(院長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が安全で健康的にスポーツ活動を行うべく、正しい医学的・科学的知識や技術を普及、拡大するため、さいたま市立病院（以下「病院」という。）の職員等が市民等の集会、会合等に出向いて、講演活動、啓発活動を行う「さいたま市立病院スポーツ医学総合センタースポーツ活動支援講座」（以下「講座」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 講座は、自治会、スポーツ少年団の保護者会、学校部活動の指導者等の団体又はグループ（以下「団体等」という。）が開催する集会、会合等で、参加者が10人以上のものを対象に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害する場合
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とする催し等を行う場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか講座の趣旨に適さない場合

(実施時刻等)

第3条 講座の実施時刻は、原則として、平日にあっては午後2時から午後6時までの間とし、土曜日、日曜日及び祝日にあっては午後1時から午後6時までの間とする。

2 講座の所要時間は、質疑等を含め、おおむね60分間から90分間とする。

3 講座の実施会場は、団体等が用意するものとし、実施場所は、原則としてさいたま市内とする。

(申込み及び受付)

第4条 団体等は、実施を希望するスポーツ医学に関するテーマを定め、講座申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、実施希望日の2月前までに事務局に申し込むものとする。

2 前項に規定するテーマは、次の各号のいずれかとする。

- (1) 熱中症
- (2) 脳震とう
- (3) 女性アスリートの健康（女性アスリートの三主徴）
- (4) 小児スポーツ傷害
- (5) 疾患に対する運動療法
- (6) スポーツ外傷とリハビリテーション
- (7) その他スポーツ活動を行う上で必要となる医学的・科学的知識や技術に関すること

3 第1項の規定による申込みは、持参、郵送、FAX又は電子メールにより行う。

4 第1項の申込みを受けた事務局は、原則として、講座申込書を收受してから5日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日、休日及び年末年始を除く。）に団体等と日程その他必要な事項の調整を行う。

5 事務局は、前項の規定による調整を行い、講座を実施する日時等を決定したときは、申込者に講座実施決定通知書（様式第2号）により通知する。

（講座の実施）

第5条 講座の講師は、原則として病院の職員であって団体等が実施を希望するテーマに関するスポーツ医学の専門的知識を有する者が務める。

2 講座の講師は、団体等が実施を希望するテーマに沿って講義し、必要に応じて病院のイベント等の紹介を行う。

（経費）

第6条 会場の使用料、有償の資料その他講座の実施に係る経費は、団体等が負担する。

（事務局）

第7条 講座に関する庶務は、保健衛生局市立病院病院経営部医事課が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、講座の実施に関して必要な事項は、病院の院長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。